

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月 29日

栃木県知事

福田 富一 様

提出者

住 所 東京都港区芝3丁目8-2 芝公園ファーストビル19階

氏 名 日本建設(株)東京支店

専務取締役執行役員支店長 佐久間昭司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-4321-0761

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日本建設(株)東京支店
事業場の所在地	東京都港区芝3丁目8-2 芝公園ファーストビル19階
事業の種類	06 総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	49t	全処理委託量	49t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	0t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	49t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

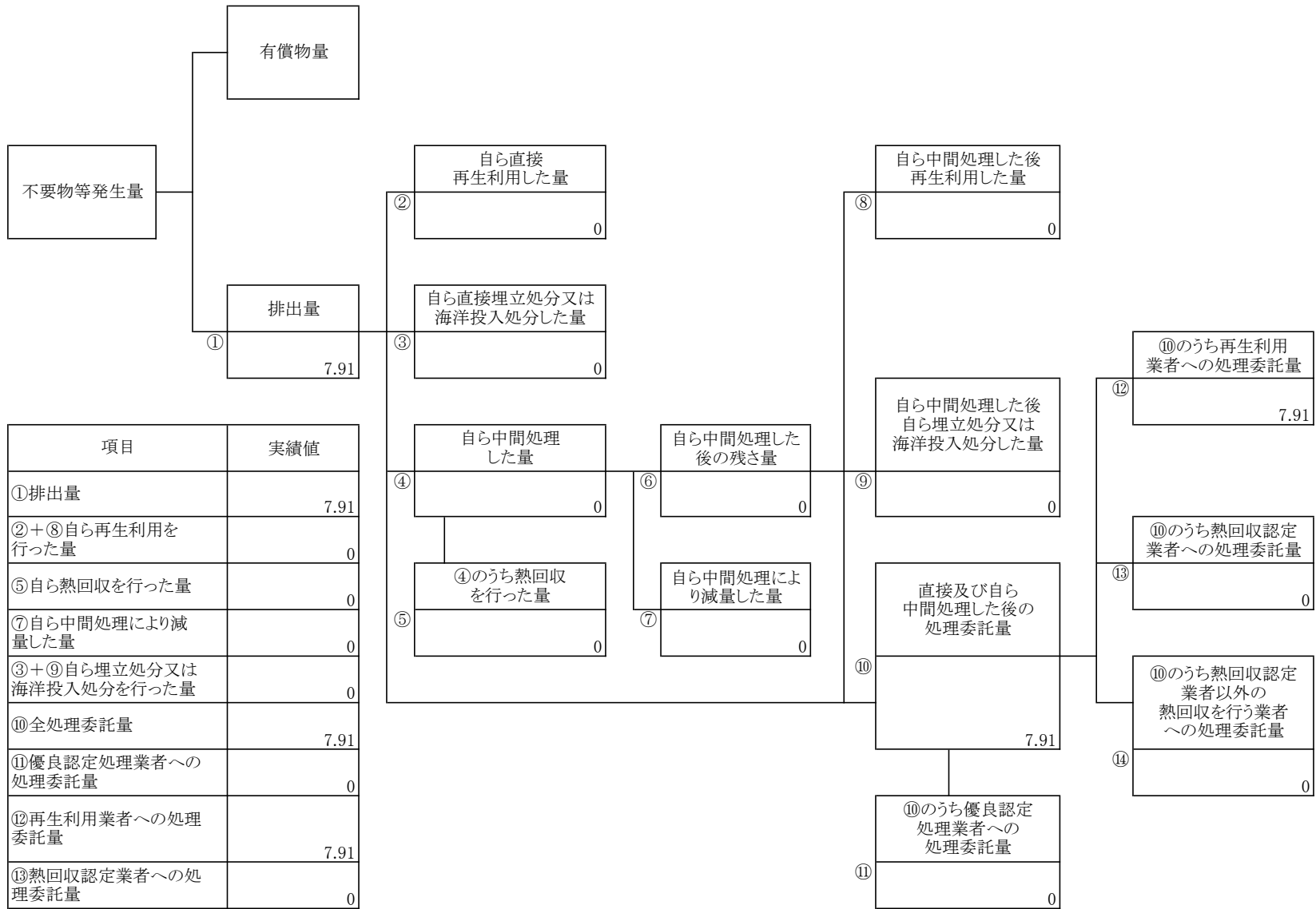
産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔第2面入力支援用シート〕

※最下行の名寄せ処理を入力です。

名 称	計 画 の 実 施 状 況											⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫再生利用者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)
	①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立処分又は海洋投	④自ら中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量 (t)	①				
産業廃棄物の種類	当該事業場において生じた産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量のうち熱回収を行った後の量	④の量から⑦の量を差し引いた量	⑧の量のうち、自ら再生利用した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩の量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量	⑪の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑫の量のうち、処理業者への委託処理量(⑪、⑬除く)	⑬の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への委託処理委託量	⑭の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への委託処理委託量	
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
燃え殻 (水銀関連除く)															
燃え殻 (水銀含有ばいじん等)															
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上水汚泥															
下水汚泥															
建設汚泥 (水銀関連除く)	0									0	0	0			
建設汚泥 (水銀含有ばいじん等)															
その他の汚泥 (水銀関連除く)	0									0	0	0			
その他の汚泥 (水銀含有ばいじん等)															
廃油	0									0	0	0			
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
廃酸(水銀関連除く)															
廃酸 (水銀含有ばいじん等)															
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
廃アルカリ (水銀関連除く)															
廃アルカリ (水銀含有ばいじん等)															
廃プラスチック類	0									0	0	0			
ゴムくず															
金属くず	7.91	0	0	0	0	0	0	0	0	7.91	0	7.91	0		
金属くず (水銀関連除く)	7.91									7.91	0	7.91			
金属くず (水銀使用製品産業廃棄物)															
ガラス陶磁器等くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ガラス陶磁器等くず (水銀関連除く)	0									0	0	0			
ガラス陶磁器等くず (水銀使用製品産業廃棄物)															
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
鉱さい (水銀関連除く)															
鉱さい (水銀含有ばいじん等)															
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
コンクリート片	0									0	0	0			
廃アスファルト	0									0	0	0			
レンガ破片など															
石綿含有産業廃棄物	0									0	0	0			
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
ばいじん (水銀関連除く)															
ばいじん (水銀含有ばいじん等)															
紙くず	0									0	0	0			
木くず	0									0	0	0			
繊維くず	0									0	0	0			
動植物性残さ															
動物系固形不要物															
動物のふん尿															
動物の死体															
政令13号物(上記産業廃棄物の処理物であってこれらに該当しないもの)															
建設混合廃棄物	9.88									9.88	0	9.88			
廃蛍光灯ランプ類	0									0	0	0			
廃電池類															
廃石膏ボード	21.5									21.5	21.5	21.5			
合計	39.29	0	0	0	0	0	0	0	0	39.29	21.5	39.29	0		

計画の実施状況

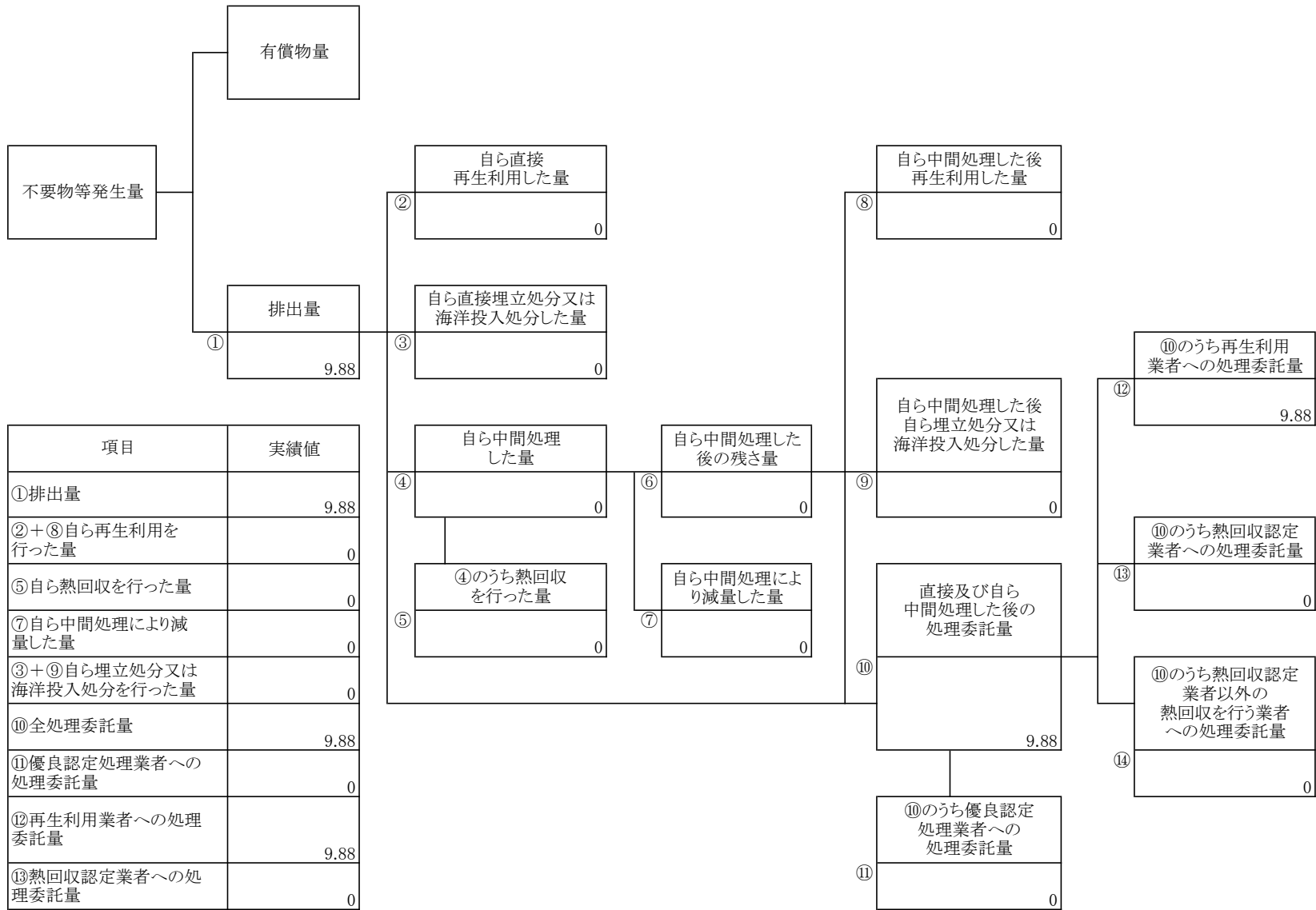
(産業廃棄物の種類：金属くず(水銀関連除く))



項目	実績値
①排出量	7.91
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	7.91
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	7.91
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

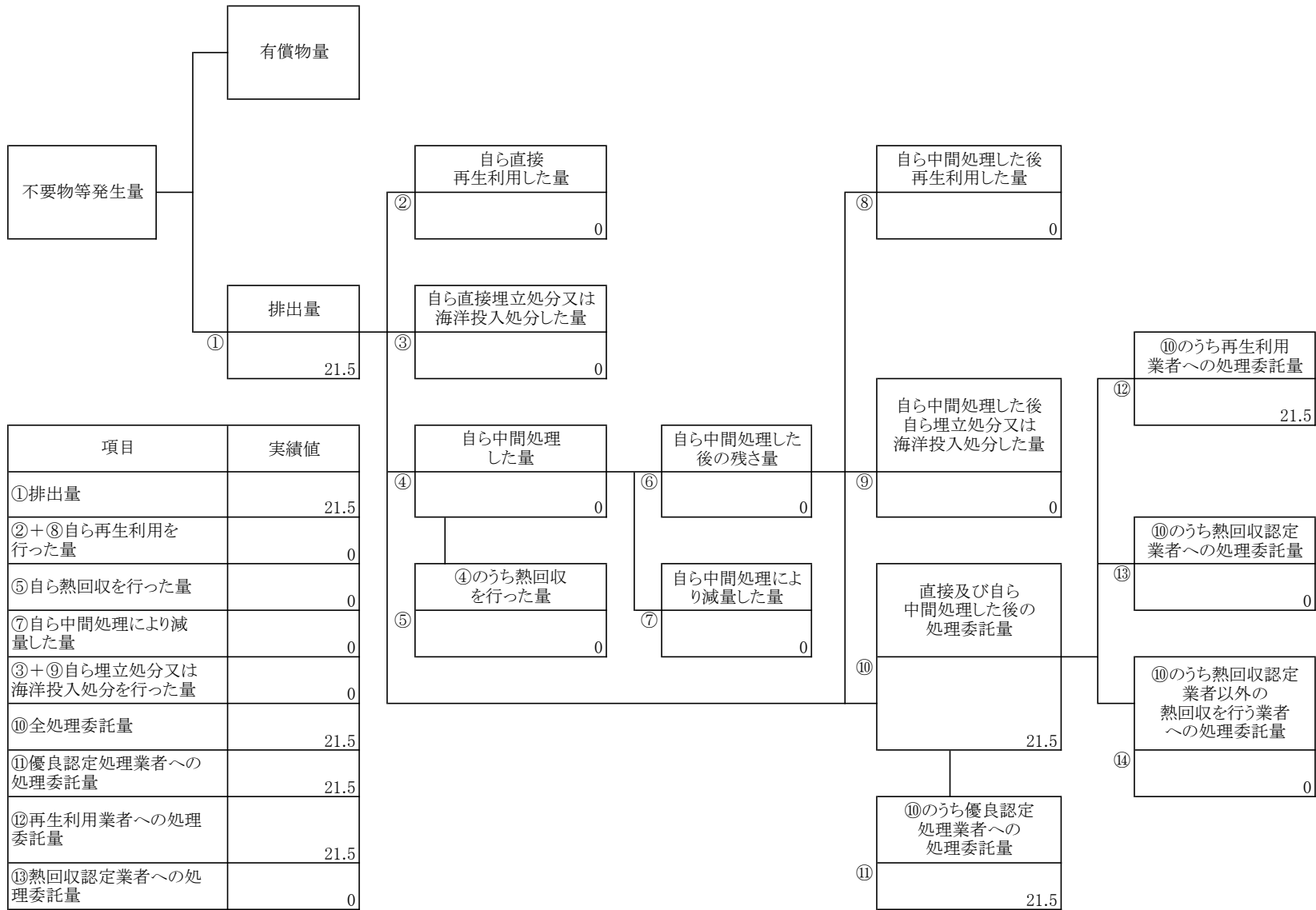
(産業廃棄物の種類: 建設混合廃棄物)



項目	実績値
①排出量	9.88
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	9.88
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	9.88
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃石膏ボード)



項目	実績値
①排出量	21.5
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	21.5
⑪優良認定処理業者への処理委託量	21.5
⑫再生利用業者への処理委託量	21.5
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。